

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第11号

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則の一部を改正する規則

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則（平成23年白川町規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、町民の健康の保持増進を図るため、町が実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づくがん検診及び疾病予防事業等の健康増進事業、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項の規定に基づく結核に係る定期の健康診断並びに予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく予防接種（以下「健康診査等」という。）において実費負担として徴収する受診料及び疾病予防事業自己負担金（以下「受診料等」という。）の額に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、町民の健康の保持増進を図るため、町が実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づくがん検診及び疾病予防事業等の健康増進事業、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項の規定に基づく結核に係る定期の健康診断_____</p> <p>_____（以下「健康診査等」という。）において実費負担として徴収する受診料及び疾病予防事業自己負担金（以下「受診料等」という。）の額に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

健康診査等の種類	対象者	受診料等の額
特定健診	40歳から74歳までの白川町国民健康保険被保険者	500円。ただし、40歳、45歳、50歳及び55歳の者は無料とする。
20・30歳代健診	30歳から39歳までの者	500円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の者。ただし、前年度までに当該検診を受診した者を除く。	500円
胃がん検診	40歳以上の者	集団検診 500円 施設検診 1,000円
肺がん検診	40歳以上の者	500円
大腸がん検診	40歳以上の者	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
乳がん検診	40歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
骨粗しょう症健診	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	500円
皆歯科健診（歯周病検診）	19歳から75歳までの者	無料
インフルエンザ予防接種	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に該当する者	1,500円
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	4,000円
新型コロナウイルス感染症予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	4,700円
帯状疱疹予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	組換えワクチン 8,000円 生ワクチン 3,200円

備考 この表に掲げる年齢は、受診する日の属する年度の末日における満年齢をいう。

改正前

健康診査等の種類	対象者	受診料等の額
特定健診	40歳から74歳までの白川町国民健康保険被保険者	500円。ただし、40歳、45歳、50歳及び55歳の者は無料とする。
30歳____代健診	30歳から39歳までの者	500円
おたっしや健診	後期高齢者医療制度の被保険者	集団健診 420円 施設健診 500円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の者。ただし、前年度までに当該検診を受診した者を除く。	500円
胃がん検診	40歳以上の者	集団検診 500円 施設検診 1,000円
肺がん検診	40歳以上の者	500円
大腸がん検診	40歳以上の者	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
乳がん検診	40歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
骨粗しょう症健診	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	500円
皆歯科健診（歯周病検診）	19歳から74歳までの者	無料
後期高齢者医療口腔健診	後期高齢者医療制度の被保険者	300円
インフルエンザ予防接種	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に該当する者	1,500円
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	3,000円
新型コロナウイルス感染症予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	4,700円
帯状疱疹予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	組換えワクチン 8,000円 生ワクチン 3,200円

備考 この表に掲げる年齢は、受診する日の属する年度の末日における満年齢をいう。